

令和 2年 4月 9日

ヘルパーステーションあいあい

ご利用の皆様・ご家族の皆様へ

緊急事態宣言発令と介護サービスの継続に伴うお願いについて

きらりびとみやしろの介護サービスをご利用の皆様には、日ごろから大変お世話になっておりますこと感謝申し上げます。ありがとうございます。

ご存知の通り、4月7日埼玉県を含む7都府県に新型コロナウイルスの感染者急増を受けた緊急事態宣言が発令され、外出の自粛や施設の休業などが行われます。例外として生活維持に必要な事業は継続が求められ、きらり姫宮の「グループホーム喜楽里」「デイサービス喜楽里」及び「ヘルパーステーションあいあい」も、職員の感染予防を徹底した上でサービスを続けます。

そこで、ご利用の皆様・ご家族様にお願いを申し上げます。

宣言で示された「人と人の接触を極力8割削減」を目指すこととなります。既に、きらり姫宮のスタッフには家族を含め、外出の自粛と感染予防の徹底を指示したところですが、

「ヘルパーステーションあいあい」ご利用の皆様にも 発令期間中は、これまで以上に体調管理をしていただくとともに、ご自身もマスクの着用や手指の消毒等のご協力をお願いいたします。

さらに、ご家族の感染は利用者様への感染につながり、ヘルパーステーション全体の閉鎖につながることから、ご家族の皆様にも外出の自粛、感染予防の徹底「極力8割削減」をお願いいたします。

きらり姫宮は、ご利用者様の「安心・安全・尊厳」をモットーにしています。ご協力を何卒お願いいたします。

ご質問は、 ヘルパーステーションあいあい 0480-31-2125  
きらりびとみやしろ事務局 33-3868

認定特定非営利活動法人きらりびとみやしろ  
理事長 島村 孝一